

平成25年9月18日

〒464-0074

名古屋市千種区仲田2-15-8 NTビル11階

株式会社シッククリエーション 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク財

理事長 杉浦市

(連絡先) 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル8

事務局長 外山孝

TEL : 052-265-9258 FAX : 052-265-9

再 申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度は、貴社の運営するユメノベースボールクラブ（以下、単に「ベースボールクラブ」といいます。）において使用している「ユメノベースボールクラブ約定書」（以下、単に「約定書」といいます。）に関する申入れ（平成25年6月18日付）に対し、さっそく一部改訂する旨のご回答（同年7月9日付）をいただき、ありがとうございました。

その余の事項につき、貴社の見解を踏まえて再検討いたしました。やはり是正の必要性があるとの結論に至りました。

つきましては、改めて別紙のとおり是正等の申入れをいたしますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成25年10月25日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

敬具

再申入れ事項

第1 約定書第5項③、第8項 損害賠償額の制限条項

第5項③ 傷害事故等における補償および責任は、加入する保険会社の担保する保険金の範囲内に限る。

第8項 会員は、自己責任の原則で、下記の者が当ベースボールクラブの活動に参加するものとし、活動中の負傷事故では、傷害保険の補償を超える部分については保護者が責任を負うものとする

1 再申入れの趣旨

貴社の契約している傷害保険の補償内容（保険金支払事由、保険金額、免責事由等）が分かる資料（貴社が保護者に交付しているパンフレット等）を開示してください。

2 再申入れの理由

約定書第5項③及び第8項につき、貴社に故意・重過失のある場合を除く旨を明記する形で改訂していただけるとのご回答ありがとうございます。

しかしながら、故意・重過失が認められない場合であっても、貴社の責任が貴社が加入する傷害保険の範囲に限定されるということになると、傷害保険の補償内容（保険金支払事由、保険金額、免責事由等）によっては、本条項によって消費者が全く補償を受けられなかったり、受けうる損害賠償額が低廉にすぎること考えられます。

また、保険の内容については保護者にパンフレットを交付して明示しているとしても、一般に傷害保険は保険金支払事由や免責事由等複雑な内容となっておりますので、一般的な消費者が十分に理解できるかどうかについては疑問があります。

当団体としては貴社の契約している傷害保険の具体的な内容を踏まえ更に検討したいと考えておりますので、補償内容（保険金支払事由、保険金額、免責事由等）が分かる資料（貴社が保護者に交付しているパンフレット等）を開示していただきますようお願いいたします。

第2 約定書第6項③ 退会申出の効力発生日

第6項③ 会員は、担当指導者又は当ベースボールクラブ事務局に退会の申し出をした月の翌月末日をもって、退会することができることとする。
(申し出をされた月の翌月いっぱいまでの所属となる。)

1 再申入れの趣旨

約定書第6項③を、退会の申出のあった月の末日をもって退会となるよう改定してください(平成25年6月18日付申入書第2と同旨)。

2 再申入れの理由

貴社は、退会申し出があった翌月末日をもって退会として運営費を徴収する扱いについて、①練習メニューの修正が必要になる等の影響がある、②配布物が無駄になってしまう等の損害が発生することから、必ずしも消費者契約法9条1号、10条に違反するものではない旨主張されています。

しかしながら、そもそもベースボールクラブの練習においては、体調不良や家庭の都合により欠席したり、新たに加入したりすることにより、日によってメンバー数が絶えず変動することが通常予定されているはずであって、その日の参加人数に応じて練習メニューを組み立てる必要があることは、退会の場合に限って特別に生じることではありません。

また、退会者が出ることによって配布物が無駄になってしまうという事態が生じることはそもそも具体的な場面が想定できませんし、仮に生じうるとしても極めて特殊な状況の場合に限られますので、消費者契約法9条1号が想定している当該事業者に平均的に生じうる損害としては評価することはできないものと考えられます。

従いまして、やはり本条項は、消費者契約法9条1号、10条により無効なものといわざるをえませんので、改めて、本条項の改訂を求める次第です。

第3 約定書第7項③ 登録費・保険料の不返還条項

第7項③ 一旦納められた登録費及び保険料は返金しない。

1 再申入れの趣旨

登録費及び保険料について返金しない扱いは、消費者の一方的な都合による退会申出の場合に限られる旨明記するとともに、保険料については、消費者の一方的な都合による場合であっても、保険会社への払込みが未了の場合は全額返金する旨の扱いを明記してください。

2 申入れの理由

本条項につき、保険料については、保険会社への払込みが未了の場合に全額返金する旨を明記する形で改訂していただけるとのご回答をいただき、ありがとうございました。

しかしながら、保険会社に保険料を払込み済みの場合であっても、貴社の債務不履行等を理由とする退会申出ないし解除の場合は、消費者が貴社に支払った保険料相当額はもちろん、登録費相当額も含め、貴社が不当利得ないし損害賠償として返金すべき義務を負うことがあることはいうまでもありません。

本条項は、そのような場合にまで適用されるものではないことは貴社も争うところではないものと思料いたします。

従いまして、現場でのトラブルを防止する趣旨からも、本条項は、消費者の一方的な都合による退会申出による場合に限って適用されることを明記するとともに、貴社のご回答のとおり、保険料については、消費者の一方的な都合による退会申出による場合であっても、保険会社への払込みが未了の場合は全額返金する旨を明記してください。

以上